



Worldtrade Management Services (WMS)

プライスウォーターハウスコーパースでは元税関当局者を中心とする関税・貿易に関する専門家チーム (Worldtrade Management Services) を日本、米国、ヨーロッパ各国に加え、シンガポール、香港、中国、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ等のアジア全域を含む世界60カ国以上に展開しております。

WMS Japan

WMS Japanは平成14年3月に設立され、以来、海外のWMSチームと密接な連携を取りながら質の高いサービスを提供させていただいております。具体的にはFirst Saleの導入及び移転価格のアンバンドリングによる課税価格の適正化、各国の税関が行う事後調査等の対応支援、並びに法令順守とリスク管理対策に関する助言及びサポート業務等を提供しております。

Customs and Trade News

このニュースレターは、関税と貿易に関する動向等についてその概要をお伝えする目的で作成されたものです。このレターの内容を実際の業務及び事業等に適用する場合は必ず事前に専門家にご相談ください。また、法改正、その他注目すべき動向をタイムリーに提供させていただくため、随時発行となっております。お役に立てば幸いです。

なお、本ニュースレター、その他関税と貿易に関するテーマについてより詳細な内容等をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビル15階
代表電話: 03-5251-2400
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2006 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.
"PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. *connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

関税貿易ニュース

(1) アンチダンピング措置の規制及び 取締強化により中間業者経由の輸入に 対するアンチダンピング税の追徴リスク が増大

アンチダンピング課税の流れ (担保と最終賦課額)

アンチダンピング課税対象産品を米国へ輸入する場合には担保の提供が要求され、担保の額はCash Deposit Rate と呼ばれる暫定税率に基づき算出されます。米商務省により最終的に決定されたアンチダンピング税率が暫定税率を超える場合には、その差額が遡及的に徴収されることとなります。

中間業者経由の輸入に適用される税率

2003年に米商務省より発行された通知(以下、「2003年通知」)によると、中間業者(対象産品の生産者以外の者)を介して米国に輸入されるアンチダンピング課税対象産品については、「生産者に対するアンチダンピング税率」ではなく「その他の業者に対するアンチダンピング税率」が適用されます。米商務省は2003年通知を既存の政策・法令を明確にするためのものと位置づけていますが、中間業者経由の輸入に対する「その他税率」の適用は最近強化されつつあり、対象産品を米国へ輸出・輸入する場合においてその影響が一部既に顕在化しています。

中間業者には、例えば商社等が含まれる他、本邦所在の親会社がアンチダンピング対象産品(ベアリング、鉄鋼及びその製品、グレイポートランドセメント、ポリエステル短繊維、工業用ベルト等)を日本国内の製造者から購入し、米国子会社へ輸出するケースも含まれる点に留意が必要です。

「生産者税率」と「その他税率」

「その他税率」は「生産者税率」よりも高く設定されているのが一般的であり、「生産者税率」が2%であるのに対して「その他税率」が75%というケースもあります。従って、対象産品の輸出入を行う場合は、その輸出入実績とともに「生産者税率」と「その他税率」の差異を検証し、係る税務リスクをまず把握することが重要となります。

中間業者経由の輸出入の潜在的リスク

対象製品の輸入額にCash Deposit Rate と最終的なアンチダンピング税率の差異を乗じて得られる額が輸入者にとって潜在的なアンチダンピング税コストとなります。既述のように、現在問題となりつつあるのは、最終賦課額の決定に際して適用される税率です。

(例)

- Cash Deposit Rate = 5%
- 最終賦課額
 - 最終的なアンチダンピング税率(生産者税率)
= 7%、又は
 - 最終的なアンチダンピング税率(その他税率)
= 20%

上記の例では、輸入者は、潜在的なリスクである { 関税課税価格 X (20% - 5%) } の全額を、実際に追徴される可能性が高い税コストとして認識する必要があります。また、過去の取引に加え、今後の輸入に関してもこの追加税コストが累積していく点にも十分な留意が必要です。

「その他税率」適用の回避

「その他税率」適用の回避策として、商流・物流の変更、又は商務省に対する関税率見直し調査 (Administrative Review) の申し立てを行い、中間業者等が自社固有の税率を取得することが考えられますが、いずれも時間とコストを要するオプションであり、判断に際しては費用対効果について十分な検討を行う必要があります。

* * *

注1. 「米税関・国境保護局」: The US Bureau of Customs and Border Protection

注2. 「米商務省」: The US Department of Commerce

注3. 「生産者税率」: Producer Antidumping Duty Rate

注4. 「その他税率」: All Other Antidumping Duty Rate

* * *

(2) 米国関連会社がCF-29 Notices of Actionを受領した際の留意点

CF-29 Notices of Action

アンチダンピング税の最終賦課は、米税関・国境保護局が発行する通知 (CF-29 Notices of Action) 及びそれに基づき発行される納税通知書により行われますが、法定追徴期限を超えて(すなわち徴収権の消滅後に)当該通知が発行されるケースも多々見受けられます。このようなケースでは支払通知に対して異議を申し立てることが可能な点にも留意が必要です。

お問い合わせ

永井 宗比古

Tel: 03-5251-2844

e-mail: munehiko.nagai@jp.pwc.com